薬剤師以外の者に　実施させることが可能な業務について要件等を示し明確化

～厚生労働省が基本的な　考え方を整理し通知、薬剤師の対人業務の充実へ～

薬剤師が調剤に最終的な責任を有するという前提で、薬局において薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務についての基本的な考え方が整理され、一定の要件を満たす場合、PTP包装医薬品の必要量を取りそろえる行為などは薬剤師以外の者が実施しても差し支えないことが明確にされました。厚生労働省が「調剤業務のあり方について」（2019年4月2日付）を都道府県などに通知して示しました。今後さらに、具体的な業務に関して整理し、別途通知するとしています。

最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、3つの要件を満たす場合

通知では、調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づいて、薬剤師以外の者が実施できるのは、①薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施される、②薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがない、③当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業である――を全て満たす業務だとしています。この場合も、調剤した薬剤の最終的な確認は、薬剤師が自ら行う必要があります。

これらに該当する業務の具体例には、薬剤師の目が届く場所で、薬剤師以外の者が、処方箋に記載された医薬品（PTPシートまたはこれに準じるものにより包装されたままの医薬品）の必要量を取りそろえることと、薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量を確認することを挙げました。

一方、薬剤師以外の者が、軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合することは、たとえ薬剤師による途中の確認があったとしても、薬剤師法第19条に違反すると指摘しました。ただし、これは、調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではないとしています。

調剤行為には該当しないため、薬剤師以外の者でも実施できる行為（適切な管理体制の下に実施）の例には、①納品された医薬品を調剤室内の棚に納める、②調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カート等へ入れる、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する、③薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤の郵送等を行う――を挙げました。

当該業務の実施に係る手順書の整備と研修の実施が求められる

こうした取り扱いに関し、薬局開設者に対しては、業務手順書の整備や研修の実施を求めています。薬剤師以外の者に業務を実施させる場合には、保健衛生上支障が生じるおそれのないよう、組織内統制を確保して法令順守体制を整備する観点から、当該業務の実施に係る手順書を整備するとともに、当該業務を実施する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修を行うなどの措置を講じる必要があります。

なお、業務の手順書と研修の内容等に関する詳細は、今回の通知では示されていません。

また、今回の通知は、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的な考え方を示したものであるため、具体的な業務に関しては、別途通知されることになっています。薬局における対物業務の効率化に向けた取り組みの推進に資するよう、情報通信技術を活用するものも含め、有識者の意見を聴いて整理し、通知するとされています。

薬局において、薬剤師以外の者が実施できる業務の明確化には、審議会の検討結果による指摘などが背景にあります。厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会が「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（2018年12月25日付）の中で、薬剤師の対人業務を充実させる観点から、医薬品の品質の確保を前提として対物業務の効率化を図る必要があるとしていたことなどです。調剤機器や情報技術の活用等も含めた業務効率化のために有効な取り組みの検討を進めるべきと指摘していました。

◉厚生労働省通知「調剤業務のあり方について」で示された内容（抜粋）のイメージ表記

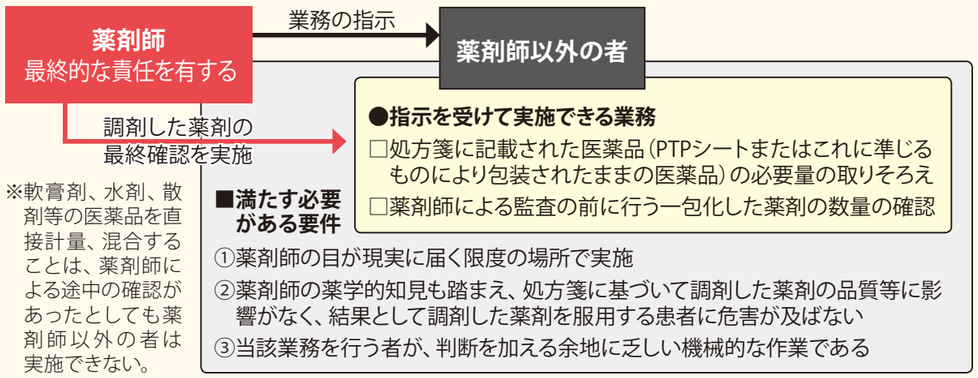

健康サポート薬局は1,355施設に　～2019年3月までの都道府県への届出数～

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局としての要件を満たして届け出た「健康サポート薬局」の数は、2019年3月29日時点で全国1,355施設となりました。厚生労働省のまとめによります。

届出数が多いのは、大阪府143施設、東京都142施設、神奈川県80施設、北海道70施設、埼玉県68施設――などの順でした。

健康サポート薬局の数は、厚生労働省の衛生行政報告の直近データによる薬局数（2018年10月公表の2018年3月末時点の数）との比較では、全薬局数59,183施設の約2.3%に当たります。

●都道府県別の健康サポート薬局の届出数（2019年3月29日時点）

	薬局数		薬局数		薬局数		薬局数
北海道	70	東京都	142	滋賀県	14	香川県	16
青森県	16	神奈川県	80	京都府	12	愛媛県	15
岩手県	9	新潟県	30	大阪府	143	高知県	6
宮城県	19	山梨県	9	兵庫県	19	福岡県	52
秋田県	21	長野県	24	奈良県	10	佐賀県	7
山形県	10	富山県	12	和歌山県	34	長崎県	15
福島県	34	石川県	14	鳥取県	3	熊本県	36
茨城県	43	岐阜県	20	島根県	6	大分県	20
栃木県	20	静岡県	23	岡山県	29	宮崎県	9
群馬県	27	愛知県	40	広島県	39	鹿児島県	17
埼玉県	68	三重県	21	山口県	21	沖縄県	4
千葉県	53	福井県	6	徳島県	17	計	1,355